

## 令和6年度地域活動インターンシップ研修制度について

## 1. 目的

平成28年4月1日に施行した「協働のまちづくり推進条例」では、市の役割として、「職員が協働のまちづくりの推進について認識を深め、市民等とともに積極的な取組を行うよう、職務能力の向上のため、職員に対する啓発及び研修を実施しなければならない」と規定されている。

また、職員に対しては、「協働のまちづくりを理解し、地域活動や市民活動に対して連携・協力及び実践を行うことができるよう、意識の醸成及び資質の向上のための自己啓発に努めなければならない」と規定されている。

さらに、令和元年度に改訂した「人材育成基本方針」では、求められる職員像の3つのマインドの一つとして「市民志向」を掲げ、その中で、「地域活動や市民活動に対する連携、協力と実践を行う」としている。

これらのことから、職員が地域の会議や行事等に参加し、地域活動を体験する場として地域活動インターンシップ研修を実施することで、地域活動の実践及び職員としての意識の醸成と資質の向上を図るものである。

## 2. 研修内容

## (1) 概要

校区まちづくり協議会の会議への参加及び行事・事業にスタッフとして地域活動を体験することで、地域及び協働のまちづくりへの理解を深め、職員及び地域の一員としての資質を高めるための実践型研修

## (2) 研修対象者

基本的には、入庁3年目から5年目の職員 1校区当り2～3名程度  
(ただし、平成24年度以降に入庁した全ての職員が対象)

## (3) 研修期間

6月～12月

## (4) 研修受け入れ先

受け入れを希望する校区まちづくり協議会

※研修生の受入校区の決定に当たっては、原則として居住校区とするが、校区の受入希望の有無や職員の居住の状況などを考慮するものとし、前もって校区まちづくり協議会の了解を得るものとする。

## (5) 研修内容

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| ①校区まちづくり協議会の定例会議への出席   | 3回程度  |
| ②校区まちづくり協議会の事業へのスタッフ参加 | 1事業程度 |
- スタッフとして参加する事業は、校区まちづくり協議会で決定。

③会議、事業の報告を行うものとする。

(6) 服務等：正規の勤務時間中は業務としての取扱い。正規の勤務時間外及び週休日の勤務については、基本的に時差出勤や振替を活用する。

### 3. スケジュール

令和6年	3月～	受け入れ先校区まちづくり協議会等の募集及び協議
	4月～	所属長へのヒアリング、対象者決定
	5月～	研修対象者への事前研修
	6月～	研修開始

### 4. 地域担当職員と研修生との役割について

研修内容	研修生の役割	地域担当職員の役割
校区まちづくり協議会等の会議	会議に出席し、校区の運営方法や地域における課題の把握、事業決定に至るまでの意見交換の過程、行政からの依頼事項に対する地域の対応状況等を把握する。	会議に出席し、校区の状況把握のほか、校区まちづくり協議会等への指導助言。意見・質問等に対しては、総合窓口として、関係部署との連絡調整を行う。
校区まちづくり協議会等の事業	校区まちづくり協議会等が決定する事業へスタッフとして参加。当日対応や準備、後片付け等を行う。	校区まちづくり協議会等からの依頼があった場合の指導・助言を行う。

### 5. 研修実績

H28	・・・	10人	} 133人
H29	・・・	10人	
H30	・・・	23人	
R元	・・・	18人	
R5	・・・	39人	
R6	・・・	33人	

R2～R4・・・中止